

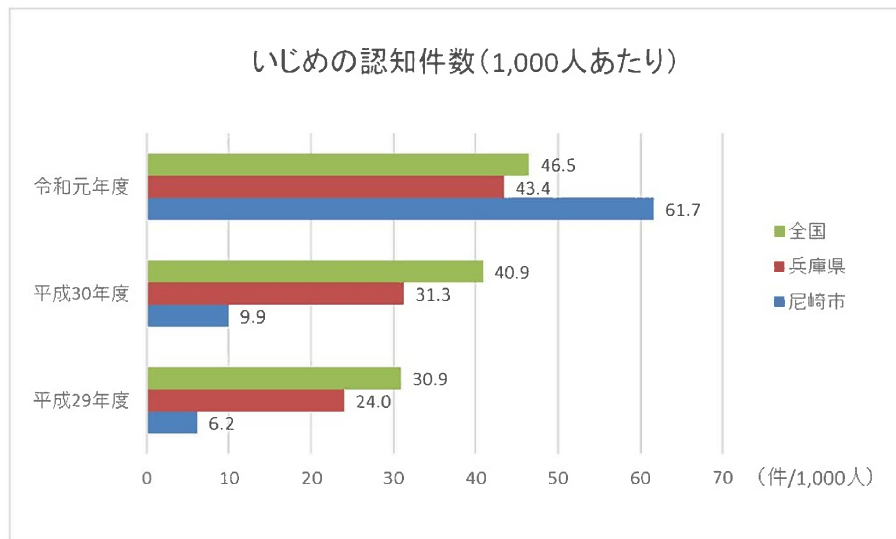
尼崎市立学校の令和元年度いじめの 認知状況について

1 いじめの認知件数

令和元年度の尼崎市立学校におけるいじめの認知件数は、小学校で**1,536**件、中学校で**475**件、高等学校で**21**件であった。いじめの認知件数は増加傾向にあり、平成30年度から令和元年度にかけては、**328**件から**2,032**件と、**6**倍近い増加となった。

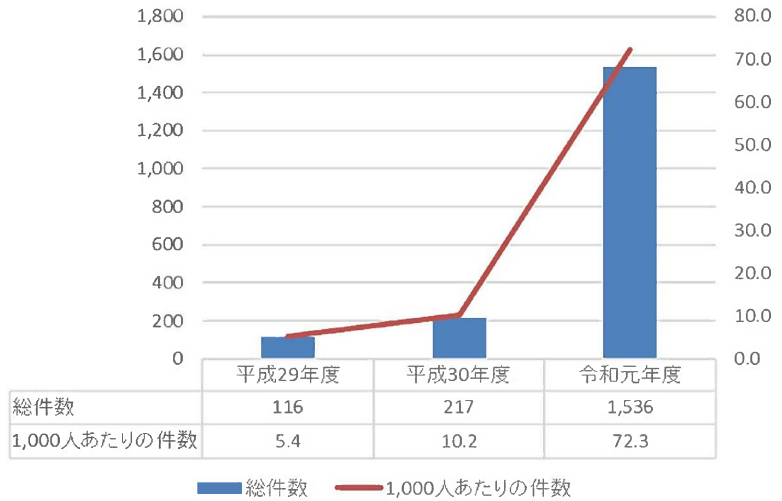
これは、教職員が子どもからのサインを見逃さない意識で、積極的にいじめの認知を進めていることや、“いじめ認知報告書”を簡略化し、学校から市の教育委員会への報告が速やかにできるように改善の取組が行われていることが要因だと考えられる。

また、いじめの解消についても、学校が子どもや保護者と真摯に向き合う姿勢を持ち、一律的ではない、それぞれの事情に寄り添ったいじめの解消につなげている。

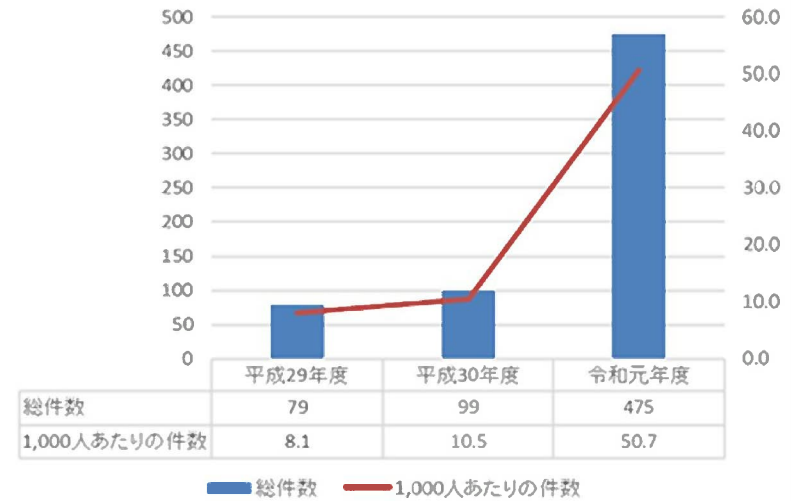


(資料) いじめの認知件数 (小・中・高)

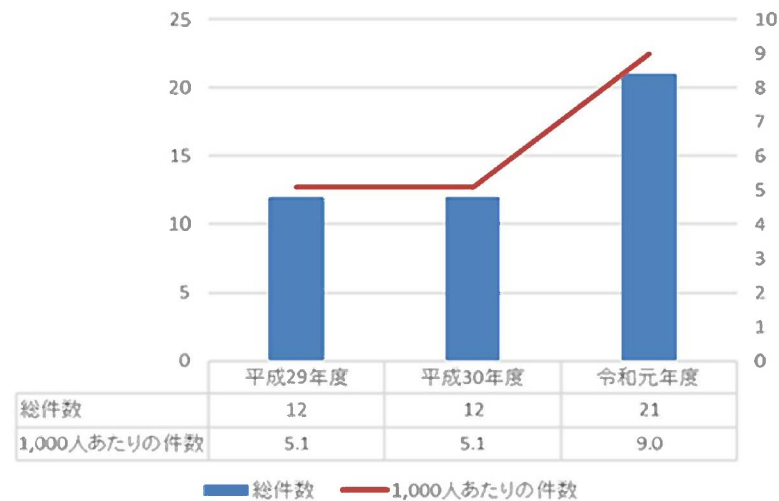
いじめの認知件数(尼崎市立小学校)



いじめの認知件数(尼崎市立中学校)



いじめの認知件数(尼崎市立高等学校)

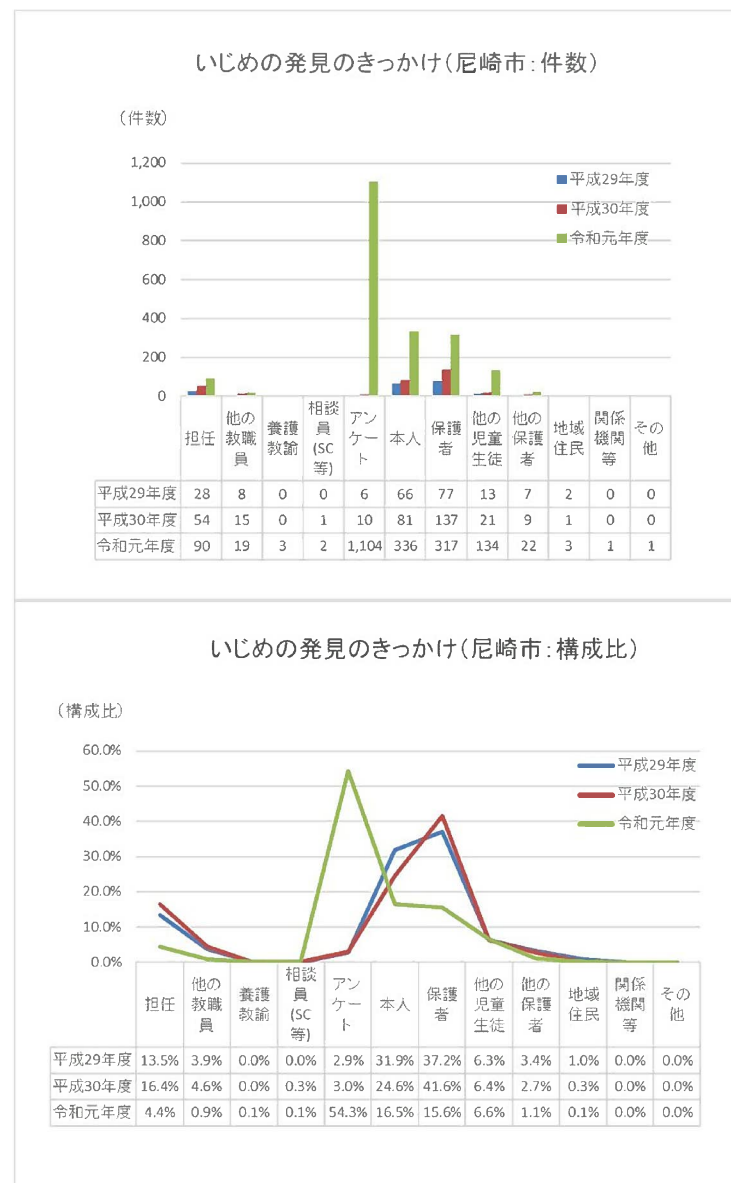


2 いじめの発見のきっかけ

令和元年度のいじめの発見のきっかけでは、「アンケート調査などの学校の取組により発見」が最も高くなっており、平成29年度や平成30年度に高くなっていた「保護者（本人を除く）からの情報」や「児童生徒（本人）からの訴え」が、アンケート調査などの手法を通じて発見されるようになったことが分かる。

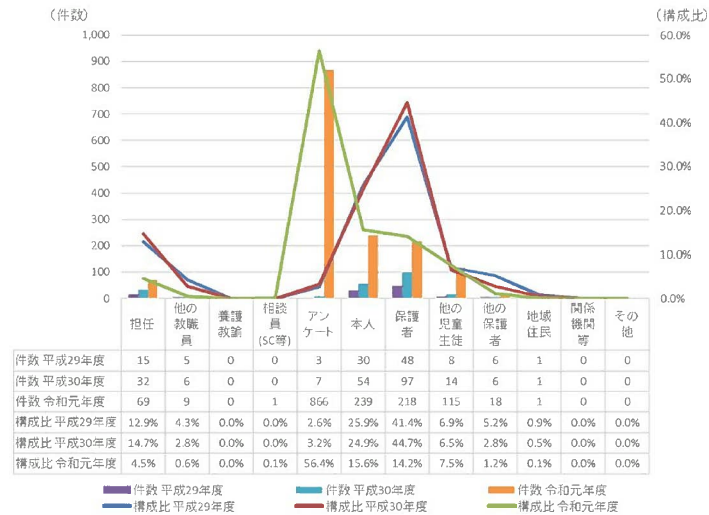
一方で、「地域の住民からの情報」や「学校以外の関係機関（相談機関等を含む）からの情報」が低くなる傾向にある。

今後、学校や家庭だけでなく、地域住民、関係機関等を巻き込んだ連携の輪を広げていくことで、学校や家庭以外の場で、いじめの発見のきっかけとなる見守りの目を増やすことができると考えられる。

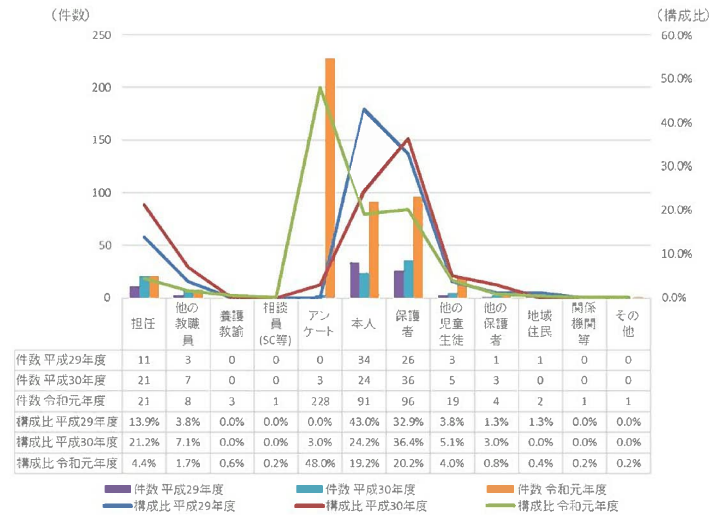


(資料) いじめの発見のきっかけのH29～R1推移 (小・中・高)

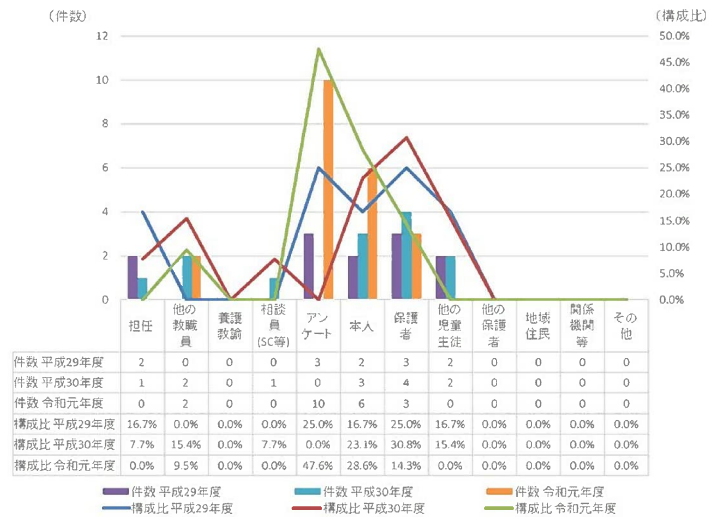
いじめの発見のきっかけ(尼崎市立小学校)



いじめの発見のきっかけ(尼崎市立中学校)



いじめの発見のきっかけ(尼崎市立高等学校)

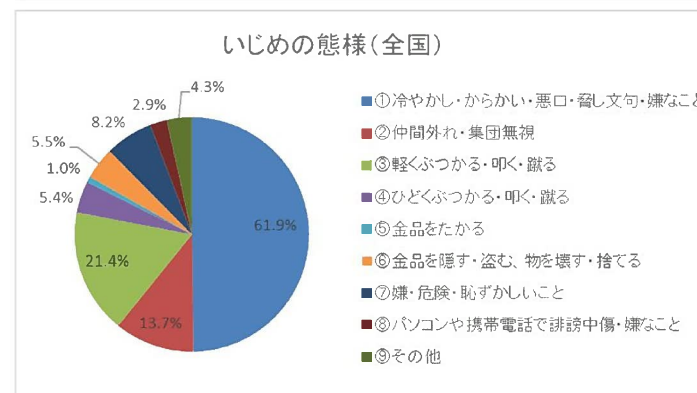
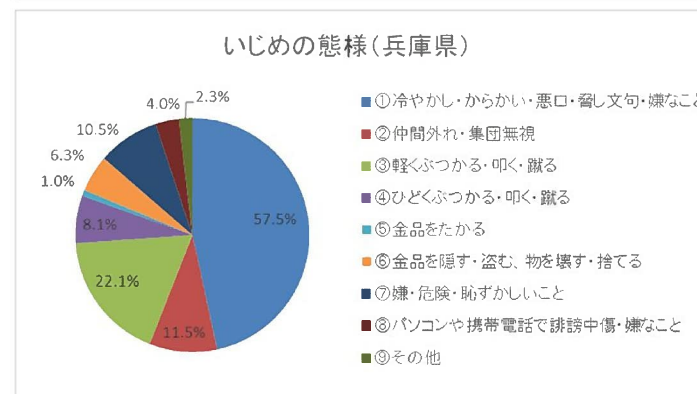
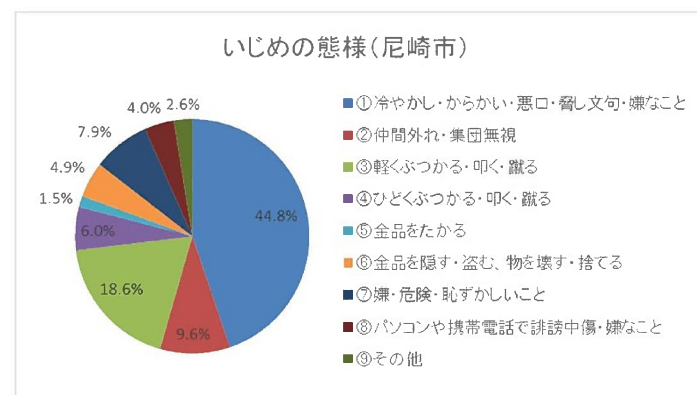


3 いじめの態様

令和元年度のいじめの態様では、尼崎市、兵庫県や全国で共通して、構成比の半数近くが「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」となっている。これは、教職員がいじめの認知をする際にも、日常の些細なトラブルも含めて、いじめと捉えるようになった意識の現れだと思われる。

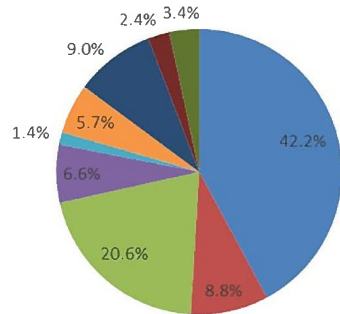
また、近年のスマートフォン利用の低年齢化を背景に、インターネット上でのいじめトラブルが増加すると予測され、学校では警察や通信事業者と連携した情報モラル教育、市では情報モラル教育支援員派遣事業などの取組が進められている。

今後は、時流を捉えたいじめ対策を考え、学校・家庭・地域が一体となって実践していくことが必要である。



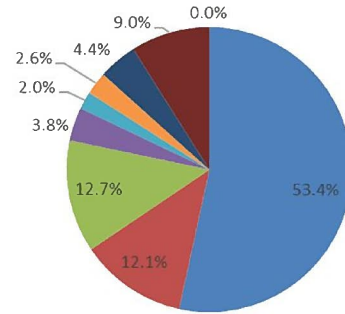
(資料) いじめの態様のR1内訳 (小・中・高)

いじめの態様(尼崎市立小学校)



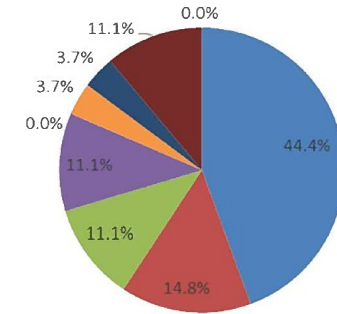
- ①冷やかしのからかい・悪口・脅し文句・嫌なこと
- ②仲間外れ・集団無視
- ③軽くぶつかる・叩く・蹴る
- ④ひどくぶつかる・叩く・蹴る
- ⑤金品をたかる
- ⑥金品を隠す・盗む、物を壊す・捨てる
- ⑦嫌・危険・恥ずかしいこと
- ⑧パソコンや携帯電話で誹謗中傷・嫌なこと
- ⑨その他

いじめの態様(尼崎市立中学校)



- ①冷やかしのからかい・悪口・脅し文句・嫌なこと
- ②仲間外れ・集団無視
- ③軽くぶつかる・叩く・蹴る
- ④ひどくぶつかる・叩く・蹴る
- ⑤金品をたかる
- ⑥金品を隠す・盗む、物を壊す・捨てる
- ⑦嫌・危険・恥ずかしいこと
- ⑧パソコンや携帯電話で誹謗中傷・嫌なこと
- ⑨その他

いじめの態様(尼崎市立高等学校)



- ①冷やかしのからかい・悪口・脅し文句・嫌なこと
- ②仲間外れ・集団無視
- ③軽くぶつかる・叩く・蹴る
- ④ひどくぶつかる・叩く・蹴る
- ⑤金品をたかる
- ⑥金品を隠す・盗む、物を壊す・捨てる
- ⑦嫌・危険・恥ずかしいこと
- ⑧パソコンや携帯電話で誹謗中傷・嫌なこと
- ⑨その他

いじめの認知について

～先生方一人一人がもう一度確認してください。～

● いじめの認知をめぐる現状

先生方も既に報道等で御承知のことと思いますが、児童生徒千人当たりのいじめ認知件数は、最多の都道府県と最少の都道府県とで30倍以上の開きが生じています（平成26年度問題行動等調査）。この差は他の調査項目（暴力行為や不登校など）における差と比べて極端に大きく、実態を正確に反映しているとは考え難い状況です。

● 調査結果を見た保護者や地域の心配

- ・【不信】ちゃんとした調査だろうか？なんで○○県と隣の○○県でこんなに違うんだ？
- ・【誤解】こんなに認知件数が多い○○県は、子供たちが荒れているのではないかとしっかりといじめ防止対策を取っているのか？
- ・【疑念】○○県はいじめの認知件数が少ないが隠しているのではないかと？

◆ 先生方それぞれでいじめの捉え方の差があるようです。

先生方は、いじめの事案に一生懸命に対応する中でいじめの問題に的確に対処する力を身に付けるのと同時に、先生方それぞれのいじめの概念が作られている可能性があります。

いじめ問題への思いが強ければ強いほど、それぞれのいじめの概念への思いも強いかもしれませんが。しかしこのことは、基準のばらつきにもなってしまいます。

◆ いじめの認知を正確に行うことは極めて重要です。

- ・「こんな事案までいじめと数えたら一体何件までふくれあがるのか」
- ・「一回きりだからいじめとして認知するのはいかがなものか」

といった声を聞くことがよくあります。

確かに、初期段階のいじめは子供たちだけで解決できることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切です。しかし過去のいじめ事案を見ると、いじめはほんの些細なこと（こんな事案まで・・・、一回きりだから・・・）から予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあるのが現実です。そのため、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。

いじめ防止対策推進法では、このような過去の教訓を重く受け止め、いじめという行為が定義付けられました。そして、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせるなどの措置を講じなければならないとされています。



◆ いじめの定義を再確認しましょう。

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には、

- 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていません。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意してください。

なお、物を隠されたり、上履きに画鋲を入れられたり、悪口を書いたメモを机の上に置かれたりしたが誰がやったか分からない場合、行為者が不明であれば①②の要件が満たされるとは言えませんが、実際に学校ではいじめとして対応していることは言うまでもなく、問題行動等調査においてもいじめがあったものとして取り扱ってください。



◆ 具体的な事例で確認してみましょう。

事例

（定期的実施しているアンケート調査で、Bが「いじめを受けた」と回答した。そこで、Bと面談で確認するなどした結果、以下の事実があったことを確認できた。）

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを買められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BはAから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、Aに昼休みにバスケットボールをしよう誘われ、それが楽しみになっている。

【この事例のA君の行為は、定義に照らしていじめに該当するものと考えられます。】

文部科学省は、この事例を題材に、10都道府県（域内の市町村を含む。）の教育関係者を対象とする抽出調査を実施しました。その結果、ある都道府県は18名中17名（約94%）がいじめとして認知すると回答しました。また、別の都道府県は、18名中2名（約11%）がいじめとして認知すると回答しました。抽出調査の結果ではありますが、この差が冒頭で述べた「30倍以上の開き」につながっているのではないかと考えます。

◆ 「いじめの芽」や「いじめの兆候」それも「いじめ」です。

学校現場において、「いじめの芽」や「いじめの兆候」といった言葉が用いられています。例えば「いじめやその兆候を早期の段階で把握するよう努めた。」といった具合にです。しかし、こうした言葉を用いる中で、いじめそのものであるはずの「芽」や「兆候」を、まだ「芽」や「兆候」だからいじめではないと反対に捉えてしまい、いじめを見落としてしまうことがあるのではないかと心配しています。いじめを見落とさないためにも、「芽」や「兆候」についても定義に従い、いじめとして認知してください。

◆ いじめの認知に関する文部科学省の考え方

1 いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし

法律上のいじめに該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る上でどうしても発生するものであると考えています。ですから、文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校について、教職員の目が行き届いていることのあかしであると考えています。正確に認知し、しっかりと対応していくことが大切だと考えています。

反対に、いじめの認知がなかったり、いじめの認知件数が極めて少なかったりする学校は、いじめを見逃していないかと心配しています。

いじめの認知件数が増えても保護者や地域の方々が増えるに思わないよう、普段から「積極的に認知し（件数は増える）、早期対応を行っている」ことを丁寧に伝えてください。

2 組織で認知し対応することが重要～ひとりで抱え込まない～

いじめではないかと疑われる事案に接したときは、学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」に必ず報告してください。とは言っても、日々発生する事案全てについて、組織の全メンバーが逐一集合することは難しいと思います。そこで、組織のメンバーの中から情報集約担当を決めたり、パソコンで共用のデータベースを作成したりするなど、全メンバーが集まらなくても機動的な対応が取れるよう各学校で工夫をしてください。重要なのは、ひとりで抱え込まないということです。周囲に報告・連絡・相談し、組織として判断してください。

また、学校の組織がしっかりと機能するためには、誰もが自由に発言できることが大切です。事案に対応する中では、迷うこともたくさんあります。そんなときは「これでいじめを受けている子供を本当に守ることができるか」とシンプルに考えてください。そして疑問が心をよぎったときは、いじめが重大な結果に至ることのないよう「この対応でいいんですか？」とためらわずに発言してください。

いじめ防止に向けた取組を充実させるために

いじめに関わる問題は子どもの人権に関わる大きな問題であり、いじめ防止に向けた取組を充実させることは、教育委員会と学校現場における最重要課題の一つとなっております。本市においても、教職員研修等の充実を図るとともに、各学校におけるアンケートの実施や教育相談等を通じて、いじめの早期発見に努めていただき、積極的ないじめ認知を行うようお願いをしているところです。

さて、従前においていじめの定義は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義が用いられてきましたが、平成 25 年度のいじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）の施行に伴い、次のように定義されることとなりました。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

この定義によると、子どもが「いじめられた」と感じており、アンケートや相談等を通じて学校がそれを把握した場合、その行為がどのようなものであったとしても「いじめ」として認知することになります。一方、学校現場は子どもたちの集団生活を基本とするため、思いがけず発生する事案もあり、法において定義するいじめとして対応していくことに違和感を覚える場合もあるでしょう。

少し話は変わりますが、ハインリッヒの法則（1:29:300 の法則）という労働災害における経験則があります。これは、「1 件の大きな

事故の裏に、29 件の軽い事故、その裏に 300 の事故には至らない「ヒヤリ」とする体験が存在する。」というものです。つまり、労働現場における事故を防ぐには、300 の「ヒヤリ」を防いでいくことに他なりません。この法則をいじめに置き換えてみると、「ヒヤリ」にあたる「いじめの疑い・兆候」の段階で丁寧に対応することで、いじめ事案の未然防止、早期対応につながるのではないかと考えます。このような視点から、法において定義するいじめについて考えていただくとわかりやすいのではないのでしょうか。

また、いじめ防止に向けた取組は、いじめへの対応を行うことと同時に、子どもに関わるあらゆる課題への対応にも有効であることに気づきます。例えば、

- ・「問題が発生してから対応する」という考え方だけでなく「問題が発生しにくい学校風土・学級風土をつくる」という考え方も重視すること
- ・「被害者を守る」ことに加え「加害者にさせない」という未然防止策も重視すること
- ・日々の学校生活の中で教員がしっかりと子どもと向き合うこと

など、いずれもすべての生徒指導事案や不登校対策においても共通するものです。各学校では、いじめ防止に向けた取組を充実させることで、子どもに関わるあらゆる課題への対応力が強化されることが期待されます。

各学校におかれましては、引き続きいじめ防止に向けた取組の充実を努めていただくとともに、すべての子どもが笑顔で生き生きと光り輝く学校生活を送ることができるようお願いしつつ、本稿の結びといたします。

（いじめ防止生徒指導担当課長 嶋名 雅之）